

## 2018年12月17日に発行決議を実施した

### 第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権について

(最終頁に本新株予約権の概要を記載しております。併せてご参照いただければ幸いです。)

#### **Q1.公募増資等の他の資金調達手法を採用しなかったのはなぜですか。**

A1.公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えました。また、社債等の負債性の資金調達手法を用いた場合には、調達した資金が「負債」となるため、財務の健全性が低下するというリスクもあります。

一方、本新株予約権においては、行使の分散による過度な希薄化の抑制、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。

本新株予約権の発行決議日には、東証一部指定承認、株式分割及びM&Aに係る公表を行っており、当社の新たな成長ステージに向けた資金調達の検討を行うに際し、財務の健全性を保持しながらエクイティ性資金の調達をすべく、かつ上述の手法のメリットを十分に検証し本新株予約権による資金調達を選択いたしました。

#### **Q2.行使価額が修正されるいわゆる「MSCB」と同じなのでしょうか。**

(MSCB…Moving Strike Convertible Bond、行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債)

A2.本新株予約権は、「MSCB」ではございません。行使価額が修正される点は共通し、その仕組みは似ておりますが、本新株予約権の場合には、より株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となると考えております。

所謂「MSCB」は、発行時に社債発行額分の資金を調達できる反面、発行金額が固定されており、株価下落局面で転換が進むと発行株式数（希薄化）が増加するという特徴がありました。

一方、今回の新株予約権発行は発行株式数が一定であり、希薄化が限定されている上、当社が株価動向を勘案して停止指定のオプションを適宜行使することで、本新株予約権の行使を一時的に抑制することも可能となっております。

当社は、今回のファイナンスの検討に際して、本新株予約権の商品性や特徴を十分に理解した上で、本新株予約権が、株価への影響を軽減し、過度な希薄化を抑制したいという当社のニーズを充足しうる現時点における最良の選択肢であると判断し、決議しております。

#### **Q3.修正行使価額の時価からのディスカウント率を8.5%とした理由を教えてください。また、当該水準は割当先にとって極めて有利ではないのでしょうか。**

A3. ディスカウント率は、当社が公募増資を行うと仮定した場合の спреッド（投資家様へのディスカウント率＋証券会社への手数料率）と概ね同等であると考えられ、妥当な水準と考えております。また、ディスカウント率 8.5%という行使価額の水準との関係では、かかるディスカウント率を考慮に入れた上で新株予約権の価値を評価しており、かかる評価は、第三者評価機関（プルータス・コンサルティング）に依頼しております。

**Q4. 割当先である野村証券(株)は借株を実施し、空売りをするのでしょうか。空売りをしようとすると株価の下落圧力になるのではないのでしょうか。**

A4. 割当予定先である野村証券(株)の借株について、恐れ入りますが当社はコメントする立場にはありませんが、同社からは、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わないと聞いております。

本新株予約権の商品性に鑑みると、当社の株価が高い水準にある方が野村証券(株)にとっての経済合理性が高いと考えられますので、こうした理由から、同社が故意に株価を下げるような行為を行うとは想定しておりません。

**Q5. 発行価額（新株予約権 1 個につき 1,800 円、1 株当たり換算額 18 円）とは、株価が 18 円ということでしょうか。**

A5. 発行価額とは新株予約権という権利の値段であり、株価とは異なるものです。割当先である野村証券(株)が当社の新株予約権を取得するにあたり、係る権利の購入対価として、当社に支払う価格となります。また、野村証券(株)が新株予約権を行使して株を取得する際に、当社に支払う価格を「行使価額」といい、これが今般の資金調達で発行される株式の対価となります。今般の資金調達において、下限行使価額が 2,884 円を下回ることはありませんので、当社の株式が 2,884 円よりも低い価額で発行されることはありません。

**Q6. なぜ発行決議と条件決定決議にタイムラグがあるのでしょうか。**

A6. 東証一部指定承認や株式分割、M&A の公表等株価への影響があると考えられる各種開示を、本新株予約権の発行決議日と同日に行っております。当該各種公表により、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ますところ、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、当該株価値動きを反映した上で本新株予約権の発行条件を決定することがより適切であると考えております。

そこで、発行決議日からこれらの公表に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定め、当該条件決定日までの間の株価の値動きを反映した株価等の数値を用いて条件決定日において再び本新株予約権の価値算定を行い、当該再算定の結果を踏まえて、本新株予約権の発行価額等の条件を最終的に決定しようとするものであります。

## 【本新株予約権の概要】

### ■発行価額（新株予約権の発行に係る対価）

発行決議日（2018/12/17）時点・・・新株予約権 1 個：1,800 円 = **1 株当たり：18 円**

条件決定日（2018/12/26～28）時点・・・再度算定され、確定

⇒払込日（2019/1/11～16）に当社に払い込まれます。

### ■行使価額（新株予約権の行使により交付される株式の対価）

**（野村証券(株)から行使請求のあった日の、直前取引日の終値）×91.5%**

### ■行使価額の下限価額（固定）

**（発行決議日（2018/12/17）の直前取引日の終値（=4,120 円））×70%=2,884 円**

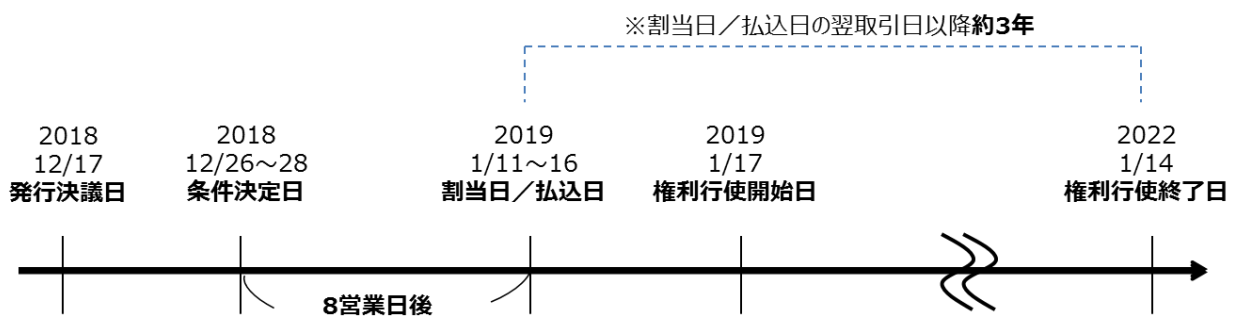
※条件決定日（2018/12/26～28）の直前取引日の終値が 4,120 円より高ければ、その額に 70%を乗じた額となり、その価額で**固定**となります。

### ■行使指定／停止指定

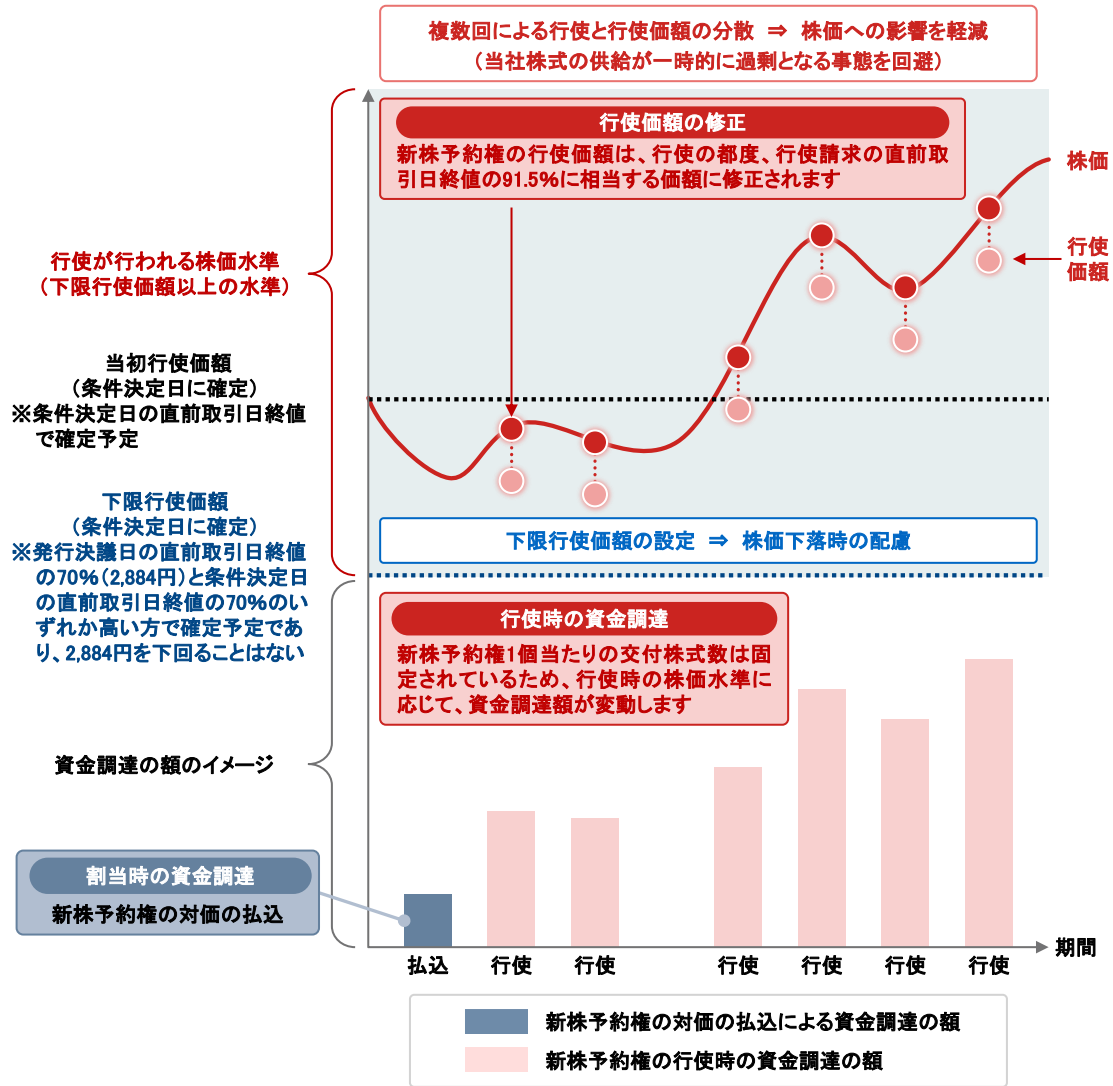
一定の条件の下、当社の裁量で権利行使の指定又は権利行使の停止を指定することができます。

条件の詳細については、プレスリリース P6～7「2.募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性

②当社による行使指定、③当社による停止指定」をご参照ください。



【本新株予約権のイメージ図】



※上図はイメージであり、実際の当社株価の推移を予想若しくは保証するものではありません。